

第5号様式

平成21年度造林補助金配付通知書  
 《森林整備促進事業（20国繰越・流域育成林整備）》

平成22年4月30日

横川地区森林所有者 様



代理人

いわき市森林組合  
 代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第5期造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付は条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

- |    |       |              |
|----|-------|--------------|
| 1. | 補助金額  | 10,759,248 円 |
| 2. | 差引配付額 | 9,783,745 円  |
| 3. | 配付方法  |              |

~~(1) 口座振込~~

~~〃月〃日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

(2) 現金交付

5 月 1 2 日 1 3 時 3 0 分に本状及び印鑑持参  
 のうえお出かけ下さい。

(3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所

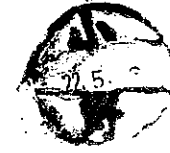


#### 補助金の交付の条件

- (1) 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、市町村森林整備事業計画(以下「事業計画」という。)に基づいて行う造林事業において、知事が当該事業計画の承認を取り消したときは、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (2) 補助金受領者は、里山エリア再生計画に基づいて行う造林事業において、知事が当該事業計画の承認を取り消したときは、当該取消しに係る造林事業につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 補助金受領者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う場合には、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (4) 補助金受領者は、補助事業の施行地について森林保険に加入し、保育等成林に必要な管理を行うこと。
- (5) 補助金受領者は、地域の標準的な施業における林分密度をおおむね5割上回る森林または立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において、特例により別に定める補助対象年齢級以外で間伐を実施した場合は、間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないこと。
- (6) 補助金受領者は、市町村が定める集約化推進計画に基づき査定係数10の加算適用を受けて実施した施業が集約化推進計画の目標に達していない場合又は承認が取り消された場合は、査定係数を10減算して査定した補助金額との差額を返還すること。

補助金配付簿

平成21年度 第5期  
(促進・20国繰)



横川地区森林所有者  
氏名 代表 小野好郎

No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	促進補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	団地間伐	36.68	7,665,288	789,070		766,527	7,687,831	22.05.12	
[Redacted Row]									
		46.68	9,755,056	1,004,192	0	975,503	9,783,745		

## 平成21年度いわき市造林補助金配付通知書

平成22年4月30日

磐城造林(株) (特措) 様



代理人  
 いわき市森林組合  
 代表理事組合長 根本 藏



先に申請の委任があった平成21年度第いわき市造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついては先に依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

1. 補助金額 119,424 円
2. 差引配付額 107,484 円
3. 配付方法

~~(1) 口座振込~~

~~〃月〃日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

## (2) 現金交付

5 月 1 2 日 1 3 時 3 0 分に本状及び印鑑持参の上お出かけ下さい。

## (3) 交付場所

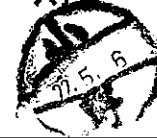
いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所

# いわき市補助金配付簿

平成21年度 第全期

磐城造林株式会社(特措)  
氏名 代表取締役社長 小野好郎



No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	再造林	1.73	106,898		10,688	96,210	22.05.12	
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	下刈	1.73	12,526		1,252	11,274	22.05.12	
		3.46	119,424	0	11,940	107,484		

## 平成21年度いわき市造林補助金配付通知書

平成22年4月30日

磐城造林株式会社 様



代理人  
 いわき市森林組合  
 代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第いわき市造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついては先に依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

1. 補助金額 620,634 円
2. 差引配付額 558,587 円
3. 配付方法

~~(1) 口座振込~~

~~〃月〃日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

## (2) 現金交付

5 月 1 2 日 1 3 時 3 0 分に本状及び印鑑持

参の上お出かけ下さい。

## (3) 交付場所

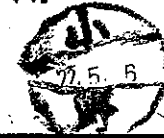
いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所

# いわき市補助金配付簿

平成21年度 第全期

磐城造林株式会社  
氏名 代表取締役社長 小野好郎



No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	再造林	3.92	222,996		22,298	200,698	22.05.12	
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	下刈	22.29	173,318		17,322	155,996	22.05.12	
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	除伐	3.25	38,781		3,874	34,907	22.05.12	
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	枝打ち	0.55	5,483		548	4,935	22.05.12	
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	間伐	7.81	180,056		18,005	162,051	22.05.12	
		37.82	620,634	0	62,047	558,587		

## 平成21年度いわき市造林補助金配付通知書

平成22年4月30日

横川地区森林所有者 様



代理人  
 いわき市森林組合  
 代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第いわき市造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついては先に依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

1. 補助金額 1,277,010 円
2. 差引配付額 1,149,313 円
3. 配付方法

~~(1) 口座振込~~

~~〃月〃日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

## (2) 現金交付

5 月 12 日 13 時 30 分に本状及び印鑑持参の上お出かけ下さい。

## (3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所



# いわき市補助金配付簿

平成21年度 第全期



横川地区森林所有者  
氏名 代表 小野好郎

No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	団地間伐	36.68	1,003,444		100,342	903,102	22.05.12	
[Redacted Row]								
		46.68	1,277,010	0	127,697	1,149,313		

第5号様式

平成21年度造林補助金配付通知書  
 《森林整備促進事業（20国繰越・流域育成林整備）》

平成22年4月30日

磐城造林株式会社 様



代理人

 いわき市森林組合  
 代表理事組合長 根本


先に申請の委任があった平成21年度第5期造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付は条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

- |          |             |
|----------|-------------|
| 1. 補助金額  | 1,517,033 円 |
| 2. 差引配付額 | 1,379,489 円 |
| 3. 配付方法  |             |

~~(1) 口座振込~~

~~〃月〃日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

## (2) 現金交付

5 月 12 日 13 時 30 分に本状及び印鑑持参  
 のうえお出かけ下さい。

## (3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所

#### 補助金の交付の条件

- (1) 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、市町村森林整備事業計画(以下「事業計画」という。)に基づいて行う造林事業において、知事が当該事業計画の承認を取り消したときは、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (2) 補助金受領者は、里山エリア再生計画に基づいて行う造林事業において、知事が当該事業計画の承認を取り消したときは、当該取消しに係る造林事業につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 補助金受領者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う場合には、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (4) 補助金受領者は、補助事業の施行地について森林保険に加入し、保育等成林に必要な管理を行うこと。
- (5) 補助金受領者は、地域の標準的な施業における林分密度をおおむね5割上回る森林または立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において、特例により別に定める補助対象齢級以外で間伐を実施した場合は、間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないこと。
- (6) 補助金受領者は、市町村が定める集約化推進計画に基づき査定係数10の加算適用を受けて実施した施業が集約化推進計画の目標に達していない場合又は承認が取り消された場合は、査定係数を10減算して査定した補助金額との差額を返還すること。

# 補助金配付簿

平成21年度 第5期  
(促進・20国繰)



磐城造林株式会社  
氏名 代表取締役社長 小野好郎

No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	促進補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	間伐	7.81	1,375,444	141,589		137,544	1,379,489	22.05.12	
		7.81	1,375,444	141,589	0	137,544	1,379,489		

第5号様式

平成21年度造林補助金配付通知書  
 《森林環境保全整備事業（21 経常・流域育成林整備事業）》

平成22年4月30日

磐城造林株式会社 様



代理人

いわき市森林組合  
 代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第5期造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付は条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

- |    |       |           |
|----|-------|-----------|
| 1. | 補助金額  | 338,140 円 |
| 2. | 差引配付額 | 304,329 円 |
| 3. | 配付方法  |           |

~~(1) 口座振込~~

~~〃月〃日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

## (2) 現金交付

5 月 1 2 日 1 3 時 3 0 分に本状及び印鑑持参  
 のうえお出かけ下さい。

## (3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

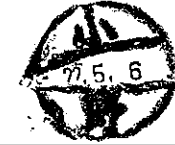
いわき市森林組合事務所

## 補助金の交付の条件

- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内にアに掲げる行為又は、当該作業道又は作業路(以下「作業道等」という。)に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道及び衛生伐作業道(以下「育成単層林作業道等」という。)及び森林施業計画に基づき一括して整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。
- (2) 補助金受領者は、市町村森林整備事業計画(以下「事業計画」という。)に基づいて行う造林事業において、知事が当該事業計画の承認を取り消したときは、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (3) 補助金受領者は、人工造林の伐採前特殊地拵を行った場合、当該林地につきその翌年度から起算して2か年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵に係る補助金相当額を返還すること。
- (4) 補助金受領者は、整理伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2か年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (5) 補助金受領者は、作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ただし、森林施業計画に基づき一括して整備する作業道等の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (6) 補助金受領者は、補助事業の施行地について森林保険に加入し補植、保育等成林に必要な管理を行うこと。
- (7) 補助金受領者は、地域の標準的な施業における林分密度をおおむね5割上回る森林または立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において、特例により別に定める補助対象齢級以外で除・間伐を実施した場合は、除・間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないこと。
- (8) 補助金受領者は、誘導伐を行った場合、当該林地につき、市町村長と締結された長期育成循環施業協定に又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合及び立木の材積が長期育成循環協定又は市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。

補助金配付簿



平成21年度 第5期  
(21經常)

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	除伐	3.25	296,252		29,623	266,629	22.05.12	
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	枝打ち	0.55	41,888		4,188	37,700	22.05.12	
		3.80	338,140	0	33,811	304,329		

第5号様式

平成21年度造林補助金配付通知書  
 《漁場保全関連特定森林整備事業(流域育成林整備事業)》

平成21年12月1日

磐城造林株式会社 様

代理人

いわき市森林組合  
 代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第3期造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付は条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記



- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 補助金額  | 790,244 円 |
| 2. 差引配付額 | 711,225 円 |
| 3. 配付方法  |           |

~~(1) 口座振込~~

~~\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日\_\_\_\_\_農協\_\_\_\_\_支所貴殿口座に振り込みました。~~

(2) 現金交付

12月22日 13時30分に本状及び印  
 鑑持参のうえお出かけ下さい。

(3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所





## 補助金の交付の条件

- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内にアに掲げる行為又は、当該作業道又は作業路(以下「作業道等」という。)に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道及び衛生伐作業道(以下「育成単層林作業道等」という。)及び森林施業計画に基づき一括して整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。
- (2) 補助金受領者は、市町村森林整備事業計画(以下「事業計画」という。)に基づいて行う造林事業において、知事が当該事業計画の承認を取り消したときは、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (3) 補助金受領者は、人工造林の伐採前特殊地拵を行った場合、当該林地につきその翌年度から起算して2か年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵に係る補助金相当額を返還すること。
- (4) 補助金受領者は、整理伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2か年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (5) 補助金受領者は、作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ただし、森林施業計画に基づき一括して整備する作業道等の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (6) 補助金受領者は、補助事業の施行地について森林保険に加入し補植、保育等成林に必要な管理を行うこと。
- (7) 補助金受領者は、地域の標準的な施業における林分密度をおおむね5割上回る森林または立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において、特例により別に定める補助対象齢級以外で除・間伐を実施した場合は、除・間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないこと。
- (8) 補助金受領者は、誘導伐を行った場合、当該林地につき、市町村長と締結された長期育成循環施業協定に又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合及び立木の材積が長期育成循環協定又は市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。

- (9) 市町村が定める集約化推進計画に基づき査定係数10の加算適用を受けて実施した施業が集約化推進計画の目標に達していない場合又は承認が取り消された場合は、査定係数を10減算して査定した補助金額との差額を返還すること。
- (10) 補助金受領者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (11) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

補助金配付簿

平成 21 年度 第 3 期



No. 1

磐城造林株式会社  
氏名 代表取締役社長 小野好郎

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	下刈	12.64	790,244		79,019	711,225	21.12.22	
		12.64	790,244	0	79,019	711,225		

平成21年度造林補助金配付通知書

《森林環境保全整備事業（流域育成林整備事業）

平成21年12月1日

磐城造林株式会社 様

代理人

いわき市森林組合  
代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第3期造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付は条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記



- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 補助金額  | 533,736 円 |
| 2. 差引配付額 | 480,366 円 |
| 3. 配付方法  |           |

~~(1) 口座振込~~

~~〃月〃日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

(2) 現金交付

12月22日 13時30分に本状及び印  
鑑持参のうえお出かけ下さい。

(3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所

# 補助金配付簿



平成 21 年度 第 3 期

磐城造林株式会社  
氏名 代表取締役社長 小野好郎

No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	長期育成 下刈	9.65	533,736		53,370	480,366	21.12.22	
		9.65	533,736	0	53,370	480,366		

平成21年度造林補助金配付通知書  
《漁場保全関連特定森林整備事業(流域育成林整備事業)》

平成21年12月1日

磐城造林株式会社(特措) 様

代理人

いわき市森林組合  
代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第3期造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付は条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記



1. 補助金額 95,684 円

2. 差引配付額 86,116 円

3. 配付方法

~~(1) 口座振込~~

~~〃月〃日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

(2) 現金交付

12月22日 13時30分に本状及び印  
鑑持参のうえお出かけ下さい。

(3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所

# 補助金配付簿

平成 21 年度 第 3 期



磐城造林株式会社(特措)  
氏名 代表取締役社長 小野好郎

No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	下刈	1.73	95,684		9,568	86,116	21.12.22	
		1.73	95,684	0	9,568	86,116		

第5号様式

平成21年度造林補助金配付通知書  
 《森林環境保全整備事業(20国繰流域育成林整備事業)》

平成21年10月14日

磐城造林株式会社 様



代理人

いわき市森林組合  
 代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第2期造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付は条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

- |    |       |             |
|----|-------|-------------|
| 1. | 補助金額  | 1,703,456 円 |
| 2. | 差引配付額 | 1,361,636 円 |
| 3. | 配付方法  |             |

~~(1) 口座振込~~

~~——月——日——農協——支所貴殿口座に振り込みました。~~

## (2) 現金交付

10月22日 13時30分に本状及び印  
 鑑持参のうえお出かけ下さい。

## (3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所



平成21年度造林補助金配付通知書  
《森林環境保全整備事業(20国繰流域育成林整備事業)》

平成21年10月14日

磐城造林(株) 様

代理人

いわき市森林組合  
代表理事組合長 根本



先に申請の委任があった平成21年度第2期造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり配付することになりましたので通知します。

なお、補助金の交付は条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記

1. 補助金額 816,592 円
2. 差引配付額 650,466 円
3. 配付方法

~~(1) 口座振込~~

~~〃 月 〃 日 農協 支所貴殿口座に振り込みました。~~

(2) 現金交付

10 月 22 日 13 時 30 分に本状及び印  
鑑持参のうえお出かけ下さい。

(3) 交付場所

いわき市平字正内町 107-3

いわき市森林組合事務所

## 補助金の交付の条件



- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内にアに掲げる行為又は、当該作業道又は作業路(以下「作業道等」という。)に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道及び衛生伐作業道(以下「育成単層林作業道等」という。)及び森林施業計画に基づき一括して整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。
- (2) 補助金受領者は、市町村森林整備事業計画(以下「事業計画」という。)に基づいて行う造林事業において、知事が当該事業計画の承認を取り消したときは、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (3) 補助金受領者は、人工造林の伐採前特殊地拵を行った場合、当該林地につきその翌年度から起算して2か年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵に係る補助金相当額を返還すること。
- (4) 補助金受領者は、整理伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2か年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (5) 補助金受領者は、作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ただし、森林施業計画に基づき一括して整備する作業道等の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (6) 補助金受領者は、補助事業の施行地について森林保険に加入し補植、保育等成林に必要な管理を行うこと。
- (7) 補助金受領者は、地域の標準的な施業における林分密度をおおむね5割上回る森林または立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において、特例により別に定める補助対象齢級以外で除・間伐を実施した場合は、除・間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないこと。
- (8) 補助金受領者は、誘導伐を行った場合、当該林地につき、市町村長と締結された長期育成循環施業協定に又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合及び立木の材積が長期育成循環協定又は市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。

補 助 金 配 付 簿

平成21年度 第2期  
(20国繰・一般)

磐城造林株式会社  
氏名 代表取締役社長 小野好郎

No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	再造林	1.73	816,592	84,469	81,657	650,466	21.10.22	
		1.73	816,592	84,469	81,657	650,466		

# 補助金配付簿

平成21年度 第2期  
(20国繰・一般)

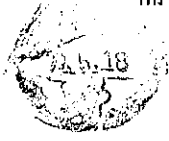
磐城造林株式会社  
氏名 代表取締役社長 小野好郎

No. 1

森林所有者	造林種	面積	補助金	森林保険料	取扱手数料 (消費税含)	差引支払額	支払年月日	受領印
磐城造林(株) 代表取締役社長 小野好郎	再造林	3.92	1,703,456	171,476	170,344	1,361,636	21.10.22	
		3.92	1,703,456	171,476	170,344	1,361,636		

第8号様式（第13条関係）

## 補助金等確定通知書



22 林 第 91 号  
平成 22 年 5 月 18 日

住所 いわき市勿来町関田宮前36

磐城造林株式会社

氏名 代表取締役 小野 好郎 様

いわき市長 渡辺 敬夫



指令日 平成 22 年 1 月 21 日	指令番号 いわき市指令第 5728 号	補助年度 平成 21 年度
補助金等の名称 いわき市森林整備地域活動支援補助金		
① 交付決定通知額 1,013,500 円	備考	
② 精算額 1,013,500 円		
③ 率 100/100以内		
④ 確定額 (②×③) 1,013,500 円		
⑤ 差引額 (①-④) 円		

第9号様式

福島県指令い農林第596号



住所 いわき市勿来町関田宮前36番地  
氏名 磐城造林株式会社  
代表取締役 小野好郎

平成21年4月28日付けで申請のあった平成21年度間伐材搬出支援事業補助金について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号）第5条第1項及び福島県間伐材搬出支援事業実施要領第9の2に基づき金1,750,000円を交付します。

平成21年 5月 7日

福島県いわき農林事務所長

